

内閣参質二一九第二二号

令和七年十一月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員石垣のりこ君提出国立公文書館によるSNS上での寄附の募集に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出国立公文書館によるSNS上での寄附の募集に関する質問に対する答弁書

一について

独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）における寄附金の募集は、従来から行われているものと承知しているが、御指摘の「SNSを活用して広く寄附を募集すること」の逐一については報告を求めておらず、御指摘の「寄附の呼び掛け」についても、事前に把握しているものではない。

二及び三について

お尋ねの「国立公文書館が広く寄附を募集している理由」については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）等に基づき、毎年度、国立公文書館の業務の財源に充てるために必要な額として交付している独立行政法人国立公文書館運営費交付金のほかに、事業の一層の充実を図るための財源を確保するためであると承知しており、「現状の国立公文書館の予算が不十分」及び「国立公文書館が寄附を募集せず運営を行えるように予算を増額すべき」との御指摘は当たらないと考えている。

四について

国立公文書館においては、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）に基づき、同法第二条第二項に規定する特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を適切に行っているところであり、政府としては引き続き、独立行政法人国立公文書館運営費交付金によりこれを支援してまいりたい。